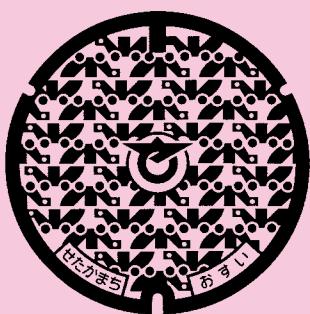




朝倉市(旧朝倉町)
三連水車



みやま市(瀬高町)
旧瀬高町の町章と
工芸品の「きじぐるま」



筑前町
曾根田川、安の里公園、
ふれあいファーム



筑前町
旧三輪町の町木「松」と町花「藤」



大刀洗町
「もちのき、ひばり、さくら」



広川町
「フルーツと工芸の里」



柳川市
川くだりと市章

VIII. 参考資料

VIII-1. 法改正について

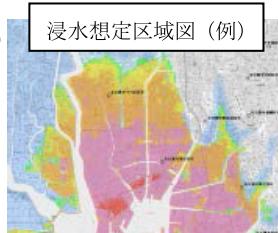
水防法等の一部を改正する法律が平成27年5月20日に公布され、同年7月19日に一部施行、11月19日に完全施行された。この改正は、近年の洪水のほか内水・高潮による想定を超える浸水被害への対応、都市における浸水被害軽減のため民間の協力、下水道施設の老朽化する中での下水道機能の持続的な確保等を目的として行われた。

【改正の概要】

1. 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策（ソフト対策）
2. 比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策（ハード対策）
 - (1) 官民連携による浸水対策の推進
 - (2) 雨水排除に特化した公共下水道の導入
3. 持続的な機能確保のための下水道管理
 - (1) 下水道の維持修繕基準の創設
 - (2) 地方公共団体への支援の強化
4. 再生可能エネルギーの活用促進

1. 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策（ソフト対策）

新たに内水および高潮に係る浸水想定区域制度を設け、想定し得る最大規模の降雨、高潮を前提とした区域を公表。



2. 比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策（ハード対策）

(1) 官民連携による浸水対策の推進

民間の協力を得つつ浸水対策を推進するため、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度を創設。

民間が雨水貯留施設を設置し、下水道管理者が管理



(2) 雨水排除に特化した公共下水道の導入（雨水公共下水道の導入）

汚水処理区の見直しに伴い、下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水排除に特化した公共下水道の整備を可能とするよう措置。



図VIII-1 雨水公共下水道のイメージ

3. 持続的な機能確保のための下水道管理

(1) 下水道の維持修繕基準の創設

下水道の維持修繕基準を創設。事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加。(※新たな事業計画については下記参照)

(2) 地方公共団体への支援の強化

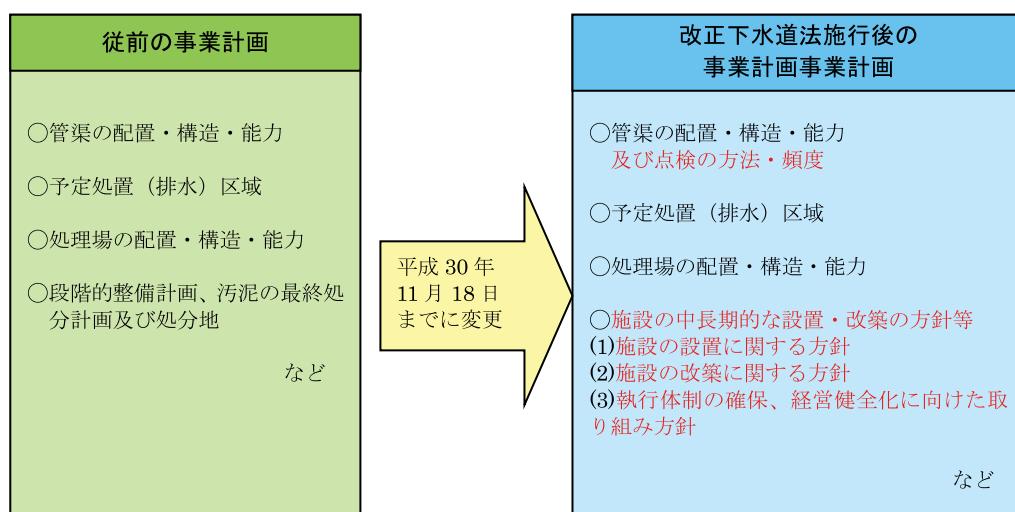
- 1) 日本下水道事業団が、自治体の要請に基づき高度な技術を要する管渠の更新や管渠の維持管理ができるよう措置。
- 2) 下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設。

4. 再生可能エネルギーの活用促進

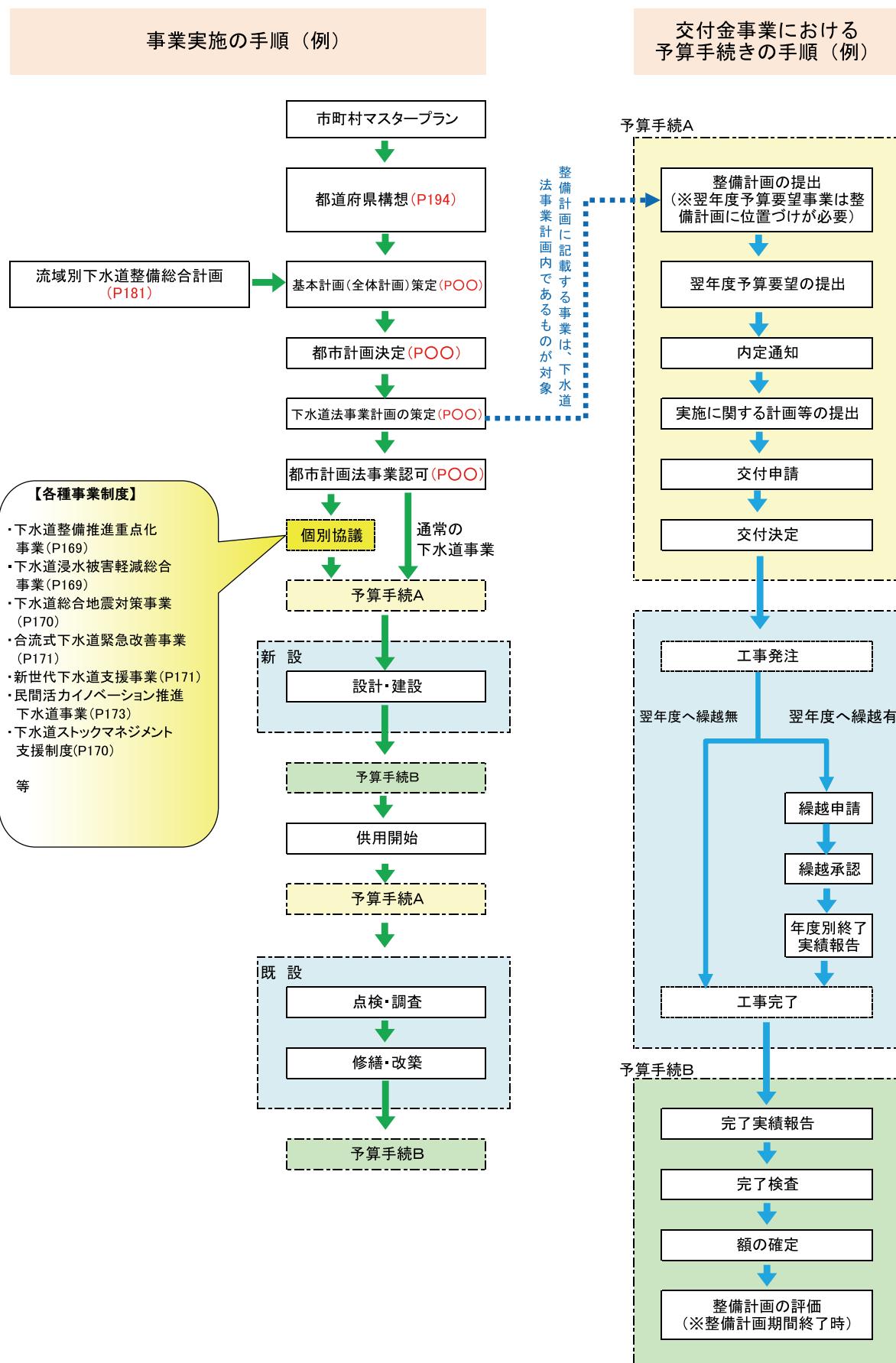
下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器の設置を可能とする規制緩和を実施。

※新たな事業計画について

下水道法改正により、「点検の方法・頻度」を追加され、既存の計画については3年以内（平成30年11月18日まで）に見直しが必要となっている。



VIII-2 事業実施の手順



VIII-3 下水道に関する指標について

VIII-3-1 社会資本整備重点計画

1. 計画策定までの経緯

省庁再編のメリットを活かし、社会資本整備を重点的、効率的かつ効果的に実施することを目的とし、平成15年3月に「社会資本整備重点計画法」および「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の2法が成立、下水道整備緊急措置法が廃止され、関係する9本の事業分野別長期計画を一本化し、「社会資本整備重点計画（第1次）」（平成15～19年度）が策定（平成15年10月10日閣議決定）された。

社会資本整備重点計画（第1次）の計画期間は5箇年であり、平成21年3月31日に第2次計画（計画期間：平成20～24年度）、平成24年8月31日に第3次計画（計画期間：平成24～28年度）、平成27年9月18日に第4次計画（計画期間：平成27～32年度）が閣議決定された。

2. 社会資本整備重点計画（第4次計画）の概要

第3次重点計画は、平成28年度までを計画期間として推進されたが、計画が策定されて以降も社会資本をめぐる状況は大きく変化している。第4次重点計画は、厳しい財政制約の下、社会資本の蓄積・高度化の効果を最大限発揮するマネジメントの徹底により、直面する構造的課題を乗り越え、将来にわたって安全・安心で豊かな国民生活と活力ある社会経済活動が可能となるよう、策定されたものである。

事業・施策に取り組むにあたり重点施策については、達成状況を定量的に測定するための指標を設定している。

第4次社会資本整備重点計画における下水道に関する指標

重点施策	指標
(耐震化等の地震対策)	
・下水道施設の耐震化・耐津波化・耐水化の計画的・段階的な実施、下水道事業継続計画（B C P）の策定等、事前対策を促進	・災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率 (管渠) H26年度 約46% → H32年度 約60% (下水処理場) H26年度 約32% → H32年度 約40%
(水害対策)	
・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進（河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化、下水道整備等）	・人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率及び下水道による都市浸水対策達成率 (下水道による都市浸水対策達成率) H26年度 約56% → H32年度 約62%
・最大クラスの構図、内水及び津波・高潮に体操した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進	・最大クラスの洪水・内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 (内水) H26年度 → 平成32年度 100%
(コンパクトな集積拠点の形成等)	
・人口減少等を踏まえた持続的な汚水処理システム構築	・持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定率 H26年度 約2% → H32年度 100%

重点施策	指標
(健全な水循環の維持又は回復)	
・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえつつ、汚水処理の早期概成に向けて、地域の実情に応じた最適な汚水処理施設の整備を推進	・汚水処理人口普及率 H25年度 約89% → H32年度 約96%
(地球温暖化緩和策・適応策の推進)	
・下水道分野における温室効果ガス排出量削減の推進（下水汚泥バイオマス・下水熱等再生可能エネルギーの利用、下水道における省エネルギー対策、一酸化二窒素の排出削減）	・下水道汚泥エネルギー化率 H25年度 約15% → H32年度 約30% ・下水道分野における温室効果ガス排出削減量 H24年度 約168万t-CO ₂ → H32年度 約316万t-CO ₂

Ⅷ-3-2 九州ブロックにおける社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画において新たに設定された重点目標と政策パッケージを戦略的に推進するため、各地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として策定された。

本計画で描く九州の将来の姿の実現に向けて5つの社会資本整備の基本戦略を掲げ、それに対応した重点目標とプロジェクトを設定しており、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業を推進する。

九州ブロックにおける社会資本整備重点計画での下水道に関する指標

重点施策	指標
(都市のコンパクト化)	
・豊かな定住管渠の形成に向けて、定住基盤の整備を図るため、道路、公共下水道等の汚水処理施設等の整備を推進する。	・持続的な汚水処理システムのための県構想策定率 H26年度 0% → H32年度 100%
(都市の安全性改善)	
・下水道の整備により浸水被害の低減を図るとともに、都市部を貫流する河川において緊急、重点的に河川課異種などを行い、一定の治水安全度を確保する。	・人口、資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率及び下水道の都市浸水対策達成率 (下水道の都市浸水対策達成率) H26年度 約61% → H32年度 約66%
(自然環境の保全・再生)	
・九州の貴重な自然環境の保全を図り、山地・森林や河川等のネットワーク化及び動植物の多様な生息・生育・繁殖の場となっている自然環境について、保全・再生を図る。 ・有明海・八代海等の閉鎖性水域などにおける海域環境の保全を図る。	・良好な水環境創出のための高度処理実施率 H25年度 約51% → H32年度 約65%
(自然豊かな都市の形成)	
・人々が集い憩える豊かで潤いのある都市・居住空間を創出するため、景観、自然との調和に配慮し、魅力あるまちづくりを進める。	・汚水処理人口普及率 H25年度 約83% → H32年度 約92%
(効率的なエネルギーの活用)	
・再生エネルギーを最大限活用する都市や地区づくりに向け、太陽光や水力等の自然エネルギーの活用や下水などの汚泥の再利用、工場排熱といった保有するエネルギーの電力化等の促進	・下水汚泥エネルギー化率 H25年度 約26% → H32年度 約41%

(大規模地震・津波対策)	
・災害時における主要な管渠及び下水道処理場における耐震性能の確保を行う。	・災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率 (管渠) H26年度 約37% → H32年度 約52% (下水処理場) H26年度 約43% → H32年度 約46%
(水害・土砂対策)	
・頻発する集中豪雨や台風による災害に対し、河川改修や洪水調節施設等の整備を進める。	(再掲) ・人口、資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率及び下水道の都市浸水対策達成率 (下水道の都市浸水対策達成率) H26年度 約61% → H32年度 約66%
(災害発生時の危機管理体制の構築)	
・平常時からの災害予防、事前準備等の対策として、洪水・内水・高潮については最大クラスを想定した浸水想定区域図及びハザードマップの整備・普及を進めるとともに、土砂災害（地滑りや滑動崩落により甚大な被害の生じる恐れのある大規模盛土造成地を含む）、津波被害、地震災害、火山噴火等についても地域独自の災害事象に応じたハザードマップの整備・普及を進める。 ・大規模災害時において救援・救護、災害復旧等に的確に対応できるよう、広域的な防災・危機管理体制を強化する。	・最大クラスの洪水・内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 (内水) H26年度 —% → 平成32年度 100% ・ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 (内水) H26年度 16地区 → 平成32年度 23地区
(個別施設の長寿命化計画の策定)	
・今後、急速な老朽化の進行が見込まれる社会資本を適切に維持管理し、良質な状態を維持するとともに、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理・更新を推進する。	・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定期率 (下水道) H26年度 —% → H32年度 100% ・維持管理・更新等に係るコストの算定期率 (下水道) H26年度 —% → H32年度 100%
(点検及び維持管理)	
・道路橋、下水道、河川、港湾、空港、公園、官庁施設等の社会資本について、日常的な点検に加えて実施した総点検や集中点検結果の評価に基づき、必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的に実施する。	・点検実施率 計画期間中100%の実施を目指す ・基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合 計画期間中100%の実施を目指す

VIII-3-3 国土地域強靭化計画

東日本大震災を始め、全国各地で甚大な自然災害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されるようになった。このような中、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が施行され、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」が閣議決定された。

さらに取り組むべき具体的な個別施策等を示した国土強靭化アクションプランを策定し、プログラムごとの推進計画を策定・修正し進捗管理を行うこととしている

国土強靭化アクションプラン 2016における下水道に関する重要業績指標（KPI）

事前に備えるべき目標 【起きてはならない最悪の事態】	重要業績指標
・大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 【異常気象等による広域且つ長期的な市街地等の浸水】	・下水道による都市浸水対策達成率 約56%(H26) → 約57%(H27) → 約62%(H32) ・最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（機上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 — (H26) → 100%(H32)
・大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） 【被災地における疫病・感染症等の大規模発生】	・下水道津波BCP策定率 約15%(H25) → 約41%(H26) → 100%(H28)
・大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 【汚水処理施設等の長期にわたる機能停止】	・下水道津波BCP策定率 約15%(H25) → 約41%(H26) → 100%(H28) ・災害時における下水道の主要な管渠の機能確保率 約44%(H25) → 約47%(H27) → 約60%(H28)
・大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復出来る条件を整備する 【広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・腹腔が大幅に遅れる事態】	・最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（機上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 — (H26) → 100%(H32)

VIII-3-4 福岡県地域強靭化計画

福岡県では、平成26年6月に国で閣議決定された「国土強靭化基本計画」を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靭化」を推進するため、平成28年3月に「福岡県地域強靭化計画」を策定した。

福岡県地域強靭化計画にて示された施策の実施推進にあたり、定量的に把握出来るよう、具体的な数値目標として重要業績指標（KPI）を設定している。

福岡県地域強靭化計画における下水道に関する重要業績指標（KPI）

事前に備えるべき目標 【リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）】	重要業績指標
・大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 【広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生】	・下水道による都市浸水対策達成率 61.4%(H26年度末) → 65%(H30年度末) ・内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 44%(H26年度末) → 100%(H28年度末)
・大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 【汚水処理施設等の長期にわたる機能停止】	・地震対策上重要な下水道管渠における地震対策実施率 61.4%(H26年度末) → 65%(H30年度末) ・下水道BCP策定率 8%(H26年度末) → 100%(H30年度末)

VIII-4 ストック効果

ストック効果とは、インフラが社会資本として蓄積され、機能することで継続的かつ中長期にわたって得られる効果である。

ストック効果には、耐震性の向上や水害リスクの低減といった「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、移動時間の短縮等による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果がある。

下水道は日常生活の中では目につきづらいインフラだが、汚水処理や浸水対策により良好な水環境の創出や浸水対策による安全・安心なくらしを実現することで、地域経済を支えている。

【下水道によるストック効果事例】

・福岡市（浸水対策）



・柳川市（未普及対策）



※参考：ストック効果の見せ方について

施策	これまでの効果の見せ方	+αの効果の見せ方	※イメージ
未普及対策 高度処理	○戸が下水道を利用できる BODが低下し水質が改善された	観光客が増えた、住宅地の集積が進んだ、工場が立地した	
浸水対策	浸水戸数が○戸解消 ○m ³ の雨水を貯留	区域内の地下街が発展した、オフィスの集積が進んだ 交通被害が解消した	
汚泥利用	○kWhの電力を発電 下水汚泥を○%肥料に利用	バイオガスや電気を地場産業に供給し産業が活性化した 汚泥の肥料利用により農業産出額が増えた	
再生水利用	○m ³ の再生水を送水	再生水で河川の維持流量が確保され、魚の遡上が増えた 工業用水と利用され企業の生産額が増えた	
下水熱利用	下水熱で○%の燃料削減	下水熱によるバス停の積雪対策を実施し、利用者から好評を得た(冬期の乗客数が増えた)	

Ⅷ-5 県内市町の下水道料金制度(平成28年度末)

市町名	従量使用料		20m ³ の 一般汚水使用料 (税込、円)
	一般汚水	公衆浴場汚水	
北九州市	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 0(m ³) ~ 10(m ³) 0 円 11(m ³) ~ 25(m ³) 141 円 26(m ³) ~ 50(m ³) 208 円 51(m ³) ~ 200(m ³) 257 円 201(m ³) ~ 1000(m ³) 307 円 1001(m ³) ~ 10000(m ³) 407 円 10001(m ³) 以上 412 円		2,207円
	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 11(m ³) 以上 13 円		

水質加算

汚水の水質		1m ³ あたり (税抜)
生物化学的酸素要求量が汚水1リットルにつき5日間に、又は化学的酸素要求量若しくは浮遊物質量が汚水1リットルにつき	200mg以上600mg以下のとき 600mgを超える、1000mg以下のとき 1000mgを超えるとき	48円 68円 112円
*生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量若しくは浮遊物質量のういすれか一の最も高い項目につき適用する。		
*汚水排除量が1月につき1,250m ³ 以上のとき下水道使用料の額に加算する。		

※下水道使用料及び水質加算は、上記表により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。(1円未満切捨て)

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	一般汚水	浴場営業用(200m ³)まで	
大牟田市	基本料金 1m ³ あたり (税込) 9(m ³) ~ 10(m ³) 21.60 円 11(m ³) ~ 20(m ³) 237.60 円 21(m ³) ~ 50(m ³) 300.24 円 51(m ³) ~ 341.28 円		4,039円
	基本料金 1m ³ あたり (税込) 201(m ³)以上 20.52 円		

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	一般汚水	浴場営業用(200m ³)まで	
直方市	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 0(m ³) ~ 10(m ³) 0 円 11(m ³) ~ 20(m ³) 180 円 21(m ³) ~ 30(m ³) 190 円 31(m ³) ~ 40(m ³) 200 円 41(m ³) ~ 50(m ³) 220 円 51(m ³) ~ 200(m ³) 240 円 201(m ³) ~ 500(m ³) 260 円 501(m ³) ~ 2000(m ³) 280 円 2001(m ³)以上 300 円		3,455円

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	一般汚水	営業・官公署	
柳川市	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 0(m ³) ~ 6(m ³) 0 円 7(m ³) ~ 16(m ³) 160 円 17(m ³) ~ 24(m ³) 190 円 25(m ³) 以上 220 円		3,390円
	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 0(m ³) ~ 6(m ³) 850 円		

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	(2か月ごと)		
筑後市	一般汚水	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 0(m ³) ~ 14(m ³) 2,881.44 円 14(m ³) ~ 172 円	3,990円

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	一般汚水	(10月未満の端数は5円以上とし、5円未満は切り捨て)	
行橋市	基本料金 1m ³ あたり (税込) 0(m ³) ~ 10(m ³) 0 円 11(m ³) ~ 20(m ³) 184 円 21(m ³) ~ 30(m ³) 205 円 31(m ³) ~ 40(m ³) 227 円 41(m ³) ~ 50(m ³) 248 円 51(m ³) 以上 270 円		3,460円

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	一般汚水		
中間市	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 0(m ³) ~ 10(m ³) 0 円 11(m ³) ~ 20(m ³) 175 円 21(m ³) ~ 30(m ³) 175 円 30(m ³) 以上 175 円		3,056円

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	一般汚水	公衆浴場汚水	
福岡市	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 1(m ³) ~ 10(m ³) 13 円 11(m ³) ~ 20(m ³) 152 円 21(m ³) ~ 30(m ³) 188 円 31(m ³) ~ 50(m ³) 246 円 51(m ³) ~ 100(m ³) 278 円 101(m ³) ~ 300(m ³) 311 円 1,001(m ³) ~ 5,000(m ³) 366 円 5,001(m ³) 以上 515 円		2,602円
	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 1(m ³)以上 12 円		

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	一般汚水	公衆浴場汚水	
久留米市	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 11(m ³) ~ 20(m ³) 155 円 21(m ³) ~ 50(m ³) 176 円 51(m ³) ~ 100(m ³) 196 円 101(m ³) ~ 200(m ³) 238 円 201(m ³) ~ 300(m ³) 270 円 301(m ³) ~ 500(m ³) 290 円 501(m ³) ~ 1,000(m ³) 293 円 1,001(m ³) 以上 296 円		3,034円
	基本料金 1m ³ あたり (税抜) 11(m ³)以上 10 円		

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	一般汚水	公衆浴場汚水	
飯塚市	基本料金 (7m ³ まで) 超過料金 (1m ³ につき)		3,033円
	基本料金 (7m ³ まで)	1,259 円	
	超過料金 (1m ³ につき)	172 円 (税抜)	

市町名	従量使用料		20m ³ の 使用料 (税込、円)
	一般汚水	(1ヶ月につき)	
大川市	基本料金 (1ヶ月につき) ~ 8(m ³) 0 円 9(m ³) ~ 15(m ³) 205 円 16(m ³) ~ 25(m ³) 220 円 26(m ³) ~		4,000円

市町名	従量使用料 ※上水道を使用している場合		20m³の 使用料 (税込、円)
基本料金 (0m³~10m³まで)	1m³あたり (税抜)		

<tbl_r cells="

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
小都市	一般汚水 基本料金 1,000 円 1m ³ あたり (税抜) 0(m ³) ~ 5(m ³) 0 円 6(m ³) ~ 10(m ³) 70 円 11(m ³) ~ 30(m ³) 190 円 31(m ³) ~ 100(m ³) 225 円 101(m ³) ~ 200(m ³) 265 円 201(m ³) ~ 500(m ³) 320 円 501(m ³)以上 350 円 公衆浴場汚水 上記(一般汚水)同様	3,510円

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
筑紫野市	一般汚水 基本料金 740 円 1m ³ あたり (税込) 1(m ³) ~ 5(m ³) 70 円 6(m ³) ~ 10(m ³) 81 円 11(m ³) ~ 15(m ³) 178 円 16(m ³) ~ 20(m ³) 184 円 21(m ³) ~ 30(m ³) 194 円 31(m ³) ~ 40(m ³) 237 円 41(m ³) ~ 50(m ³) 248 円 温泉汚水 基本料金 740 円 1m ³ あたり (税込) 70 円	3,300

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
春日市	一般汚水 基本料金 756 円 1m ³ あたり (税抜) 0(m ³) ~ 10(m ³) 54 円 11(m ³) ~ 20(m ³) 164 円 21(m ³) ~ 30(m ³) 195 円 31(m ³) ~ 40(m ³) 204 円 41(m ³) ~ 50(m ³) 248 円 51(m ³) ~ 100(m ³) 259 円 101(m ³) ~ 500(m ³) 308 円 501(m ³) ~ 320 円	3,110円

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
大野城市	一般汚水 基本料金 675 円 1m ³ あたり (税抜) 1(m ³) ~ 10(m ³) 53 円 11(m ³) ~ 20(m ³) 148 円 21(m ³) ~ 30(m ³) 161 円 31(m ³) ~ 40(m ³) 201 円 41(m ³) ~ 50(m ³) 241 円 51(m ³) ~ 100(m ³) 281 円 101(m ³) ~ 296 円	2,899円

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
宗像市	基本料金 (~8m ³) 1,234 円(税込) 1m ³ あたり (税抜) 9(m ³) ~ 15(m ³) 134 円 16(m ³) ~ 25(m ³) 153 円 26(m ³) ~ 40(m ³) 181 円 41(m ³) ~ 220 円	3,073円

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
太宰府市	一般汚水 基本料金 820.80 円 1m ³ あたり (税込) 0(m ³) ~ 10(m ³) 54.00 円 11(m ³) ~ 20(m ³) 167.40 円 21(m ³) ~ 30(m ³) 199.80 円 31(m ³) ~ 40(m ³) 232.20 円 41(m ³) ~ 50(m ³) 253.80 円 51(m ³) ~ 100(m ³) 275.40 円 101(m ³) ~ 500(m ³) 334.80 円 501(m ³) ~ 367.20 円 公衆浴場汚水 基本料金 0 円 1m ³ あたり (税込) 70.20 円	3,034円

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
古賀市	一般汚水 基本料金 (8m ³ まで) 1,000 円 1m ³ あたり (税抜) 9(m ³) ~ 10(m ³) 110 円 11(m ³) ~ 20(m ³) 135 円 21(m ³) ~ 30(m ³) 160 円 31(m ³) ~ 50(m ³) 170 円 51(m ³) ~ 100(m ³) 180 円 101(m ³) ~ 500(m ³) 195 円 501(m ³) ~ 1000(m ³) 200 円 1,001m ³ 以上 205 円 公衆浴場汚水 1m ³ ごとに 40 円	2770円

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
福津市	水道水のみ 一般汚水 10m ³ まで 基本料金 1,200 円 1m ³ あたり (税抜) 10m ³ を超えて30m ³ まで 150 円 30m ³ を超えて50m ³ まで 170 円 50m ³ を超えて100m ³ まで 200 円 100m ³ を超えるもの 230 円 井戸水のみ 1人世帯の場合は10m ³ /月、2人世帯以上は20m ³ /月で算定します。 ※1人世帯は1ヶ月1,296円、2人以上の世帯は1ヶ月2,916円の定額となります。 水道水と井戸水併用 水道水の使用水量と1人世帯は5m ³ /月、2人世帯以上は10m ³ /月を合算して算定します。	2,916円

市町名	用途	算出項目	使用料(税込み)	20m ³ の 使用料 (税込、円)
うきは市	事業用	世帯割額	1,080円	
		世帯人員割額	756円/人	
		基本料金 使用人員4人まで	2,246.4円	
		人員割額 4人を超える使用人数	561.6円/人	
	事業用 B	基本料金 使用水量10m ³ まで	1,728円	
		10m ³ を超えて30m ³ までの部分	162.0円/m ³	
		30m ³ を超えて50m ³ までの部分	183.6円/m ³	
		50m ³ を超えて100m ³ までの部分	205.2円/m ³	
		100m ³ を超える部分	237.6円/m ³	
	併用 A	世帯割額	1,080円	
		世帯人員割額	756円/人	
		世帯割額	1,080円	
		基本料金 使用水量10m ³ まで	1,728円	
		10m ³ を超えて30m ³ までの部分	162.0円/m ³	
		30m ³ を超えて50m ³ までの部分	183.6円/m ³	
		50m ³ を超えて100m ³ までの部分	205.2円/m ³	
		100m ³ を超える部分	237.6円/m ³	
	併用 B	50世帯まで	1,512円	
		50世帯を超えて100世帯まで	2,160円	
		100世帯を超えて150世帯まで	2,700円	
		151世帯以上	3,240円	

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
宮若市	一般汚水 1m ³ あたり (税抜) 170 円	3,672円
朝倉市	基本使用料 従量使用料(1m ³ につき) 1,080 円(税込) 162 円(税込)	4,320円

市町名	従量使用料 (2か月ごと)	20m ³ の 使用料 (税込、円)
みやま市	一般汚水 基本料金 2,560 円 1m ³ あたり (税抜) 0(m ³) ~ 16(m ³) 0 円 17(m ³) ~ 30(m ³) 170 円 31(m ³) ~ 60(m ³) 180 円 61(m ³) ~ 100(m ³) 190 円 101(m ³) ~ 230 円	3,490円

市町名	従量使用料	20m ³ の 使用料 (税込、円)
糸島市	一般汚水 基本料金 1,840 円 (2ヵ月当たり) 1m ³ あたり (税抜) 1(m ³) ~ 20(m ³) 50 円 21(m ³) ~ 50(m ³) 190 円 51(m ³) ~ 100(m ³) 215 円 101(m ³) ~ 300(m ³) 250 円 301(m ³) ~ 275 円	3,060円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
那珂川町	10m³まで 基本料金 1,450円(税抜) 1m³あたり(税抜) 11m³~20m³ 165 円 21m³~40m³ 180 円 41m³~100m³ 205 円 101m³~200m³ 235 円 201m³~300m³ 260 円 301m³~1,000m³ 300 円 1,001m³~5,000m³ 330 円 5,001m³~ 355 円	3,348円
	上水道のみを使っている場合 上水道の使用水量を下水道の使用水量とします。 井戸水を使っている場合 世帯人数により認定し、下水道の使用水量とします。 上水道と井戸水を使っている場合 上水道の使用水量と世帯人数の認定水量を比較して多い方の水量を使用水量とします。 営業の場合 井戸水を使用している場合はメーターを設置し、それに表示される使用水量を下水道の使用水量とします。なお、井戸水と上水道を共に使用する併用については、井戸(メーター)と上水道それぞれの合計を使用水量とします。	

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
宇美町	一般汚水 基本料金 450 円(0m³) 900 円(1~5m³) 1m³あたり (税抜) 0(m³) ~ 5(m³) 0 円 6(m³) ~ 10(m³) 65 円 11(m³) ~ 15(m³) 160 円 16(m³) ~ 20(m³) 180 円 21(m³) ~ 30(m³) 220 円 31(m³) ~ 50(m³) 276 円 51(m³) ~ 371 円	3,150円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
篠栗町	一般汚水 基本料金 1,200 円 1m³あたり (税抜) 0(m³) ~ 10(m³) 1,200 円 11(m³) ~ 20(m³) 155 円 21(m³) ~ 30(m³) 180 円 31(m³) ~ 50(m³) 210 円 51(m³) ~ 100(m³) 250 円 101(m³) ~ 300(m³) 300 円 301(m³)以上 370 円	2,970円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
志免町	基本料金 1,070 従量料金 (税抜) (1m³あたり) 10m³まで 0円 11~20m³まで 135円 21~30m³まで 165円 31~50m³まで 215円 51~100m³まで 245円 100m³を超える部分 340円	2,613円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
須恵町	一般汚水 基本料金 1,100 円 1m³あたり (税抜) 0(m³) ~ 10(m³) 0 円 11(m³) ~ 30(m³) 150 円 31(m³) ~ 50(m³) 200 円 51(m³) ~ 100(m³) 220 円 101(m³) ~ 270 円	2,800円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
新宮町	一般汚水 基本料金 1,000 円 1m³あたり (税抜) 0(m³) ~ 10(m³) 30 円 11(m³) ~ 20(m³) 170 円 21(m³) ~ 30(m³) 180 円 31(m³) ~ 40(m³) 190 円 41(m³) ~ 50(m³) 200 円 51(m³) ~ 100(m³) 230 円 101(m³) ~ 200(m³) 250 円 201(m³) ~ 300(m³) 280 円 301(m³) 以上 300 円	3,240円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
久山町	一般汚水 基本料金 2,600 円(2ヶ月検針) 1m³あたり (税抜) 0(m³) ~ 20(m³) 0 円 21(m³) ~ 40(m³) 150 円 41(m³) ~ 60(m³) 170 円 61(m³) ~ 100(m³) 220 円 101(m³) ~ 200(m³) 270 円 200(m³) ~ 350 円	2,800円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
粕屋町	一般汚水 基本排水量及び基本使用料(税抜) 10(m³)まで 1,100 円 従量排水量及び従量使用料 1m³あたり (税抜) 11(m³) ~ 15(m³) 130 円 16(m³) ~ 20(m³) 150 円 21(m³) ~ 30(m³) 170 円 31(m³) ~ 50(m³) 220 円 51(m³) ~ 200(m³) 260 円 201(m³)以上 300 円	2,700円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
芦屋町	一般汚水 基本料金 1,400 円 1m³あたり (税抜) 0(m³) ~ 10(m³) 0 円 11(m³) ~ 30(m³) 175 円 31(m³) ~ 100(m³) 253 円 101(m³) ~ 300(m³) 308 円 301(m³) ~ 1,000(m³) 363 円 1,001(m³) ~ 10,000(m³) 396 円 10,000(m³) ~ 429 円 公民館用 1m³あたり (税抜) 150 円	3,402円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
水巻町	金額(税別) 1か月につき 基本使用料 10m³まで 1,400 円 従量使用料 10m³を超える部分1m³につき 175 円	3,402円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
岡垣町	一般汚水 基本料金 1,320 円(税抜) 1m³あたり (税抜) 10(m³)まで 1,320 円 従量使用料 1m³あたり (税抜) 11(m³) ~ 25(m³) 155 円 26(m³) ~ 50(m³) 175 円 51(m³)以上 195 円 井戸水のみ 1人当たり5m³/月で算定します。 水道水と井戸水併用 水道水の使用水量に1人当たり2m³/月を合算して算定します。	3,090円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
遠賀町	一般汚水 基本料金 1,350 円 1m³あたり (税抜) 0(m³) ~ 10(m³) 0 円 11(m³) ~ 175 円	3,348円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
小竹町	汚水 1m³あたり (税込) 205 円	4,100円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
鞍手町	一般汚水 基本料金 一 円 1m³あたり (税抜) 0(m³) ~ 140 円	3,024円

市町名	世帯割額使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
筑前町	一般家庭(毎月) 世帯割額 1,512 円 世帯人員割額 756 円 (例) 4人家族の場合 (1,512円+756円×4人)=4,536円	—
	一般家庭以外(毎月) 基本料金 2,160 円 1m³あたり (税抜) 1m³あたり 151 円	

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
大刀洗町	一般家庭(1ヶ月につき) 世帯割額 1,500 円 世帯人数割額 600 円 (例)4人家族の場合(税込) (1,500円+600円×4人)×1.08(消費税)=4,212円	—
	一般家庭以外(1ヶ月につき) 基本使用料 1,000 円 1m³当たり 150 円 (例)30m³使用した場合(税込) (1,000円+150円×30m³)×1.08(消費税)=5,940円	

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
広川町	一般汚水 基本料金 1,440 円(税込) 1m³あたり (税込) 8(m³) ~ 185 円 ※基本使用料(1ヶ月につき)汚水量7m³まで1,440円	3,845円

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
苅田町	一般汚水 基本料金 1,500 円 1m³あたり (税抜) 0(m³) ~ 10(m³) 0 円 11(m³) ~ 20(m³) 170 円 21(m³) ~ 30(m³) 190 円 31(m³) ~ 40(m³) 210 円 41(m³) ~ 50(m³) 230 円 51(m³) ~ 250 円	3,460円

市町名	区分	世帯割	世帯員割	20m³の 使用料 (税込、円)
みやこ町	一般家庭 排水のみ	し尿と 雑排水	1,080円	1人につき 864円
		雑排水 のみ	648円	1人につき 648円
	し尿と 雑排水	集会所等	125m³未満 3,240円	125m³以上 5,400円
		使用人員 料 金	1~10人 11~20人 21~40人 41~60人 6,480円 14,040円 24,840円 38,880円	
		使用人員 料 金	61~100人 101~150人 151人以上 62,640円 95,040円 131,760円	
		他に業務 料金	2,160円	

市町名	従量使用料	20m³の 使用料 (税込、円)
吉富町	一般汚水 基本料金 1,080 円 (8m³まで) 1m³あたり (税抜) 8(m³) ~ 150 円	3,110円

市町名	世帯員割使用料	使用料 (税込、円)
築上町	●一般家庭で、世帯員が1人の場合の計算方法 世帯割 + 世帯員割 + 消費税8% 1,400円 1,200円×1人 200円	2,800円
	●業務で1~10人の場合の計算方法 使用人員 + 使用料 + 消費税8% 1~10人 5,500円 440円	5,940円



岡垣町 矢矧川のカワセミ

Ⅷ-6 施設見学・イベント実施状況

●御笠川浄化センター(福岡県)

所在地：福岡市博多区那珂4-5-1

所在地：糟屋郡粕屋町大字江辺705

施設 見学者数	区分	年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		民間	公的機関	人件数	人件数	人件数	人件数	人件数	人件数
	学校関係	合計	7	233	11	373	11	538	8
	下水道業者	開業日	9月7日	9月13日	9月11日	9月11日	9月11日	9月11日	9月11日
	実施	開業場所	来場者数	1,762	浄化センター	浄化センター	浄化センター	浄化センター	浄化センター
	イベント	開業日	開業場所	来場者数	1,249	1,355	1,355	1,355	1,355
		出前講座	開業場所	来場者数		6月	6月	6月	6月
						小学校	小学校	小学校	小学校
						2016	2016	2016	2016



●室瀬川净化センター(福岡県)

三

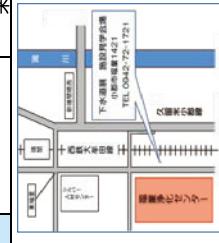
所在地：小郡市津古153-1



◎ 矢野浩二：今（短編）

新古今 小部古語卷一 121

		年度				平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		区分		件数	人數	件数	人數	件数	人數	件数	人數
施設見学者数	民間	件数	人數	0	0	0	0	0	0	3	56
	公的機關	件数	人數	1	9	2	9	1	1	1	3
	学校関係	件数	人數	3	71	4	170	4	4	232	8
	合計	件数	人數	4	90	6	179	6	9	291	13
実施イベント	開催日	9月7日	開催日	9月7日	9月13日	開催日	9月13日	開催日	9月10日	開催日	3月
	下水道展	開催場所	宝満川浄化センター(メイン会場)、宝満川・福島浄化センター(施設見学)	筑前町コスモスク(メイン会場)、宝満川・福島浄化センター(施設見学)	大刀洗川中央公民館(メイン会場)、宝満川・福島浄化センター(施設見学)	開催日	9月10日	開催日	事業見学	開催日	事業見学
	来場者数	905(合計)	来場者数	743(合計)	905(合計)	来場者数	743(合計)	来場者数	376(合計)	来場者数	13
	下水道出前講座	開催場所	来場者数	376(合計)	来場者数	376(合計)	来場者数	376(合計)	来場者数	376(合計)	来場者数



●多々皇川淨作ヤシタ（福岡県）所在地：糟屋郡星田太宰汪辻705

●遠賀川下流浄化センター(福岡県)

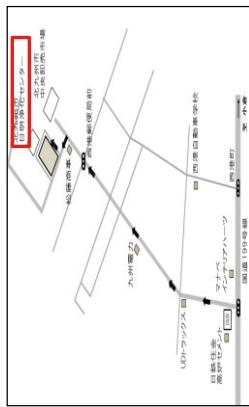
所在地:中間市大字中底并野1278-1

年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
区分	件数	人數	件数	人數	件数	人數	
民間	0	0	0	0	0	0	
公的機関	1	4	4	3	2	1	
学校関係	4	29	22	22	4	1	
合計	5	7	6	3	2	1	
実施イベント							

●日明浄化センター(北九州市)

所在地:北九州市小倉北区西港町96-3

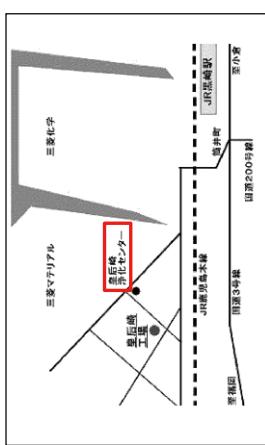
区分	年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	件数	人數			
民間	58	187	174	1499	3
公的機関	527	2,762	112	0	96
学校関係	64	67	1380	0	0
合計	840	753	14	53	0
親子ふれあい教室	19	445	726	1,677	125
実施イベント	141	268	268	339	6
開催日	8月19日	8月18日	8月23日		
開催場所	日明浄化センター				
来場者数	42	35	28		



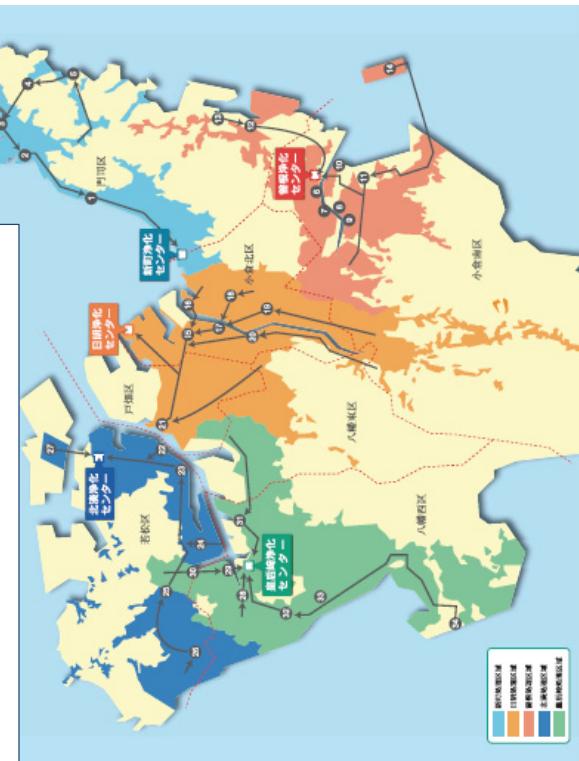
●皇后崎浄化センター(北九州市)

所在地:北九州市八幡西区夕原町1-1

区分	年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	件数	人數			
民間	527	2,762	112	0	96
公的機関	67	753	1380	0	0
学校関係	19	14	53	4	0
合計	840	753	14	53	0
実施イベント	141	268	268	339	6
開催日	8月19日	8月18日	8月23日		
開催場所	日明浄化センター				
来場者数	42	35	28		



北九州市の浄化センター位置図



福岡市の水処理センター



●和白水処理センター(福岡市)

所在地：福岡市東区塩浜3-2500

区分	年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		件数	人數	件数	人數	件数	人數
民間		2	50	2	54		
公的機関		0	0	0	0	1	1
学校関係		0	0	1	1	1	1
合計		2	50	3	143	136	148

●西戸崎水処理センター(福岡市)

所在地：福岡市東区大字 西戸崎243-1

区分	年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		件数	人數	件数	人數	件数	人數
民間		0	0	0	0	0	0
公的機関		1	1	0	0	1	1
学校関係		12	12	0	0	12	12
合計		14	14	0	0	1	1

●西部水処理センター(福岡市)

●中部水処理センター(福岡市)
所在地:福岡市中央区荒津2-2-1

新西部水处理セミナー(福岡市)

●東部水処理センター(福岡市)
所在地:福岡市東区松島6-16-1

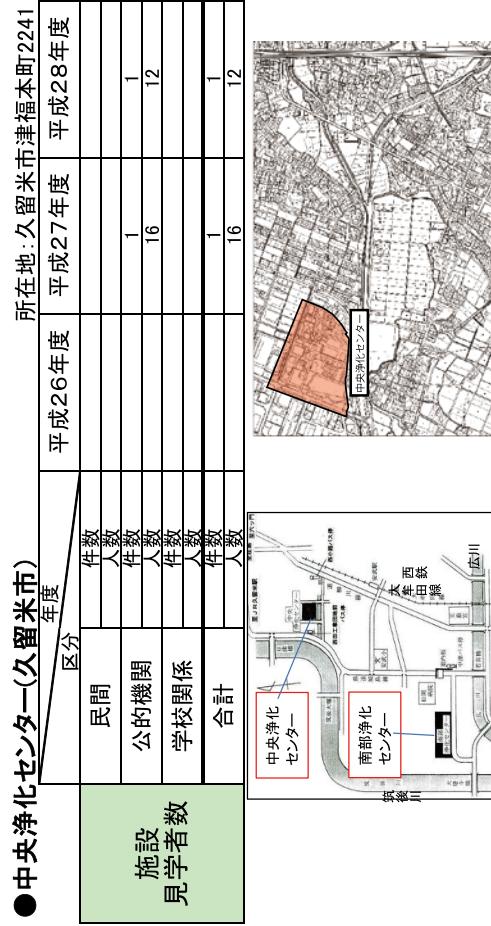
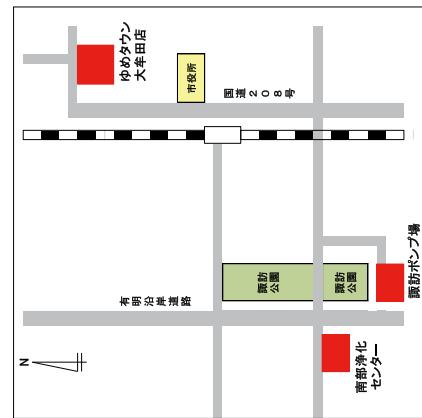
		年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		区分		件数	件数	人數	人數	件数	件数
施設見学者数	民間	件数	4	6	2				
	民間	人數	78	141	20				
	公的機関	件数	2	2	1				
施設見学者数	公的機関	人數	31	13	12				
	学校関係	件数	0	0	1				
	学校関係	人數	0	0	2				
合計	合計	件数	6	8	4				
	合計	人數	109	154	34				

新宿区本町二丁目2118

●東部水処理センター(福岡市)
所在地:福岡市東区松島6-16-1

		年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度
		区分	件数			
施設見学者数	民間	人數	5	0	0	0
	公的機関	件数	28	0	0	0
施設見学者数	学校関係	人數	4	7	2	2
	合計	人數	32	72	14	14
施設見学者数	民間	件数	5	5	1	1
	合計	人數	347	298	2	2

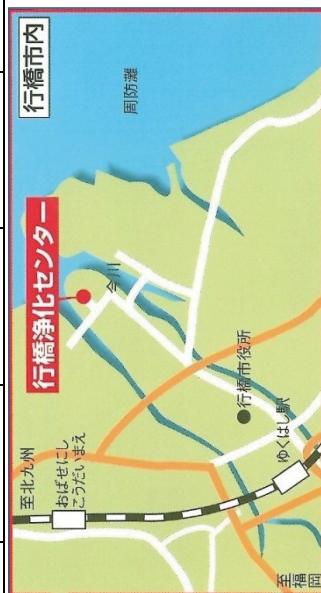
●南部浄化センター、諏訪ボンプ場(大牟田市) 観詣団		所在地: 大牟田市岬町(南部T)、小川町(諏訪T)	
区分	年度	平成26年度	平成27年度
民間	件数	2	2
民間	人數	37	37
公的機関	件数	5	5
公的機関	人數	8	7
学校関係	件数	305	335
学校関係	人數	10	9
合計	件数	310	372
合計	人數	362	362



●行橋浄化センター(行橋市)

所在地: 行橋市東大橋六丁目25番1号

年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
区分		件数	人数	件数	人数	件数	人数
民間	件数	1	2	1	1	0	0
民間	人数	24	73	17	17	0	0
公的機関	件数					0	0
公的機関	人数					0	0
学校関係	件数			2	2	3	4
学校関係	人数			62	62	74	77
合計	件数	3	4	4	4	3	4
合計	人数	71	135	74	77	74	77



●豊前市浄化センター(豊前市)

所在地: 豊前市大字八屋2544-105

年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
区分		件数	人数	件数	人数	件数	人数
民間	件数	1	2	1	1	0	0
民間	人数	24	73	17	17	0	0
公的機関	件数					0	0
公的機関	人数					0	0
学校関係	件数			2	2	3	4
学校関係	人数			62	62	74	77
合計	件数	3	4	4	4	3	4
合計	人数	71	135	74	77	74	77



●宗像終末処理場(宗像市)

所在地: 宗像市田熊1333-3

年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
区分		件数	人数	件数	人数	件数	人数
民間	件数	0	3	1	1	2	2
民間	人数	0	17	6	6	82	82
公的機関	件数	3	7	2	2	2	2
公的機関	人数	23	72	20	20	29	33
学校関係	件数	9	8	11	11	3	3
学校関係	人数	743	568	797	797	217	219
合計	件数	12	18	14	14	5	7
合計	人数	766	657	823	823	272	280



●古賀水再生センター(古賀市)

所在地: 古賀市古賀1337-3

年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
区分		件数	人数	件数	人数	件数	人数
民間	件数	0	3	1	1	2	2
民間	人数	0	17	6	6	82	82
公的機関	件数	3	7	2	2	2	2
公的機関	人数	23	72	20	20	29	33
学校関係	件数	9	8	11	11	3	3
学校関係	人数	743	568	797	797	217	219
合計	件数	12	18	14	14	5	7
合計	人数	766	657	823	823	272	280



●福間浄化センター(福津市)

所在地:福岡県福津市上西郷1221

施設 見学者数	年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	区分	件数	民間	人数	公的機関	件数	民間	人数
公的機関	件数	1		23		-	-	-
学校関係	件数	21				-	-	-
合計	件数	22		23		-	-	-
人数	人数	3		2		-	-	-
		277		239		-	-	-
		3		3		-	-	-
		277		260		-	-	-
		3		3		-	-	-
		277		233		-	-	-



●吉井浄化センター(うきは市)

所在地:うきは市吉井町生葉2155

施設 見学者数	年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	区分	件数	民間	人数	公的機関	件数	民間	人数
公的機関	件数	-		-		-	-	-
学校関係	件数	1		1		-	-	-
合計	件数	40		40		-	-	-
人数	人数	1		1		-	-	-
		40		40		-	-	-
		2		2		-	-	-
		40		55		-	-	-



●屋部浄化センター(うきは市)

所在地:うきは市吉井町屋部163-7

施設 見学者数	年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	区分	件数	民間	件数	公的機関	民間	件数	公的機関
公的機関	件数	1		1		-	-	-
学校関係	件数	20		20		-	-	-
合計	件数	21		21		-	-	-
人数	人数	1		1		-	-	-
		40		35		-	-	-
		1		1		-	-	-
		40		55		-	-	-



●浮羽浄化センター(うきは市)

所在地:うきは市浮羽町西隈上294-3



所在地:うきは市浮羽町西隈上294-3

施設 見学者数	年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	区分	件数	民間	件数	公的機関	民間	件数	公的機関
公的機関	件数	1		1		-	-	-
学校関係	件数	2		2		-	-	-
合計	件数	3		3		-	-	-
人数	人数	1		1		-	-	-
		40		35		-	-	-
		1		1		-	-	-
		40		55		-	-	-

●秋月浄化センター(朝倉市)

所在地：朝倉市長谷山

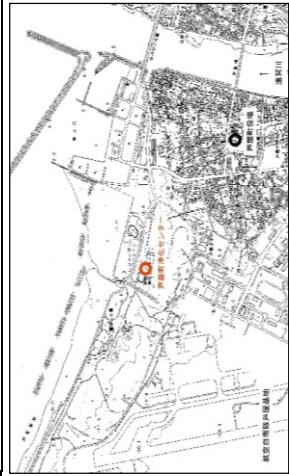
年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
区分		件数	人数	件数	人数	件数	人数
施設見学者数	民間						
公的機関	件数	1		1		0	
学校関係	件数	12		12		0	
合計	件数	13		13		0	
施設見学者数	人数	12		12		0	



●芦屋町浄化センター(芦屋町)

所在地：遠賀郡芦屋町大字芦屋1455

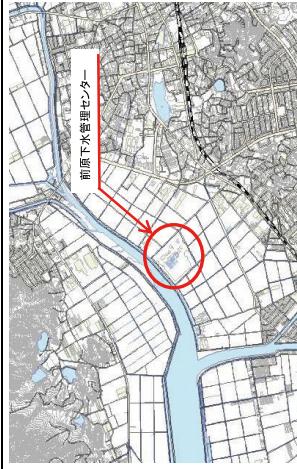
年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
区分		件数	人数	件数	人数	件数	人数
施設見学者数	民間						
公的機関	件数						
学校関係	件数	1		1		1	
合計	件数	30		35		35	
施設見学者数	人数	30		35		35	



●前原下水センター(糸島市)

所在地：糸島市荻浦692

年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
区分		件数	人数	件数	人数	件数	人数
施設見学者数	民間						
公的機関	件数	1		1		1	
学校関係	件数	0		0		0	
合計	件数	1		1		1	
施設見学者数	人数	1		1		1	



所在地：遠賀郡岡垣町糠塚133番地

●岡垣町浄化センター

所在地：遠賀郡岡垣町糠塚133番地

年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
区分		件数	人数	件数	人数	件数	人数
施設見学者数	民間						
公的機関	件数						
学校関係	件数	1		1		2	
合計	件数	88		90		60	
施設見学者数	人数	88		90		60	



●新宮中央浄化センター(新宮町)

年 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
施設見学者数	件数	1	2	1	8	5	65
実施イベント	人數	7	22	12	0	0	0
合計	件数	46	192	46	0	6	6
下水道展	開催場所	来場者数	8	14	214	73	30,000
まつり新宮	開催日	平成26年11月3日	平成27年11月3日	平成28年11月3日	新宮中央公園	新宮中央公園	30,000



●刈田町浄化センター(刈田町)

年 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
施設見学者数	件数	1	-	-	-	-	-
実施イベント	人數	30	-	-	-	-	-
合計	件数	-	-	-	-	-	-
学校関係	人數	-	-	-	-	-	-
公的機関	人數	-	-	-	-	-	-
民間	人數	-	-	-	-	-	-



●三輪中央浄化センター(筑前町)

所在地:糟屋郡新宮町中央駅前2-7-1

年 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
施設見学者数	件数	1	2	1	8	5	65
実施イベント	人數	7	22	12	0	0	0
合計	件数	46	192	46	0	6	6
学校関係	人數	1	0	0	0	8	1
公的機関	人數	46	0	0	0	1	3
民間	人數	6	12	5	0	1	8



●出前授業(大野城市)

所在地:朝倉郡筑前町高田

年 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
施設見学者数	件数	1	-	-	-	-	-
実施イベント	人數	30	-	-	-	-	-
合計	件数	-	-	-	-	-	-
学校関係	人數	-	-	-	-	-	-
公的機関	人數	-	-	-	-	-	-
民間	人數	-	-	-	-	-	-



●遠賀町役場、図書館(遠賀町)

実施 イベント	年度		年度		年度	
	区分	開催日	区分	開催日	区分	開催日
下水バナーフェスティバル	役場、図書館	9月10日	役場、図書館	9月10日	役場、図書館	9月10日
来場者数	300	300	300	300	300	300



役場口ビー バナーフェスティバル



図書館 ハネル展、下水道に関する本のミニコーナー

●八女伝統工芸館(八女市)

実施 イベント	年度		年度		年度	
	区分	開催日	区分	開催日	区分	開催日
上下水道展	八女伝統工芸館	9月20日	上下水道展	八女伝統工芸館	9月19日	9月17日
来場者数	300	300	300	300	300	300



図書館 ハネル展、下水道に関する本のミニコーナー